

認定鳥獣捕獲等事業者等・被害防止計画の捕獲従事者に係る特例

**認定鳥獣捕獲等
事業者等・市町村**

ハンターを推薦

都道府県
**申請者の活動が
都道府県内の事業被害
防止に広く資すること
を確認**

ハンター

**都道府県公安委員会
に所持許可を申請**

都道府県公安委員会

**ハンターへの
所持許可**

- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者
- ・被害防止計画捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊の隊員を含む）

のうち、ハーフライフル銃を使用した捕獲等を行う必要がある者からの求めに応じ、事業者・市町村がそれぞれ推薦

申請者（ハンター）の求めにより、**都道府県は、下記の両方に該当することを確認**

- ・申請者が捕獲等をしようとする獣類が、その都道府県内で広く事業被害を生じさせていること
- ・申請者がハーフライフル銃で行う、その獣類の捕獲等の活動（狩猟も含む）が、その都道府県での事業被害防止に広く資する活動であること

**申請者（ハンター）の住所地を
管轄する警察署に対し、推薦書
と確認書を提出**

推薦書

A県公安委員会殿

M市長

下記の者は、M市の被害防止計画捕獲従事者であり、特定ライフル銃を使用して当該獣類の捕獲等に従事する必要があるものと認めます。

氏名：狩 太郎

確認書

A県公安委員会殿

A県知事

下記の者が行おうとする下記の獣類の捕獲等の活動は、当都道府県内における事業被害防止に広く資する活動と認められます。

氏名：狩 太郎
獣類：シカ

欠格事由該当性等について
審査の上、許可の可否を判断

※書式はイメージ

都道府県知事からの国に対する通知に基づく特例

特定の都道府県の区域で、当該都道府県における事業被害の防止のため、ハーフライフル銃による特定の獣類※の捕獲が必要である旨を示す通知を発出

※ 現時点ではニホンジカ、イノシシ、ヒグマ、ツキノワグマを想定。ただし、獣類の範囲については都道府県における捕獲等の実情を踏まえて、必要に応じて環境省、農水省及び警察庁において見直すこととする。

都道府県

事業被害防止の必要性
に関する通知を発出

ハンター

都道府県公安委員会
に所持許可を申請

都道府県公安委員会

ハンターへの
所持許可

都道府県公安委員会

捕獲活動実績の確認

都道府県が通知を発出する基準

- ・ その都道府県において、その獣類による事業被害を防止する必要があるか
- ・ 流れ①の利活用の状況を踏まえ更に通知を発出して対策を行う必要があるか
(北海道のエゾシカ・ヒグマについては流れ①の利活用を経る必要はない)
- ・ その都道府県において、その獣類をハーフライフル銃で捕獲する必要があるか

その者の住所地を管轄する警察署で、**通知が発出されている都道府県においてその獣類を捕獲する旨申告**

申告書

Y県公安委員会殿

氏名：狩 太郎

A県においてハーフライフル銃を使用してシカの捕獲等に従事します。

欠格事由該当性等について審査の上、許可の可否を判断

ハンターは、1年に1回以上、通知に係る都道府県において通知に係る獣類の捕獲活動を行い、警察による検査の際**捕獲活動実績**を示す

※ 実際に弾を消費したことや、当該獣類を捕獲したことまでは要しない。

使用実績報告書

氏名：狩 太郎

年月日	R7.11.21	R8.1.5	
場所	B県	A県	
同行者	獵銃次郎	なし	
消費弾数	4	0	
備考	シカ	シカ	

※書式はイメージ